特 記 仕 様 書（建設工事）

１．本特記仕様書は、井上地内汚水枝線 10 工区築造工事に適用する。

２．工事施工に関しては、公益財団法人下水道新技術推進機構発行「下水道土木工事必携（案）」、及び福岡県県土整備部発行「土木工事共通仕様書」・「土木工事施工管理の手引き」を適用する。

３．暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（１）　小郡市が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（２）　（１）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

（３）　発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

４．現場代理人等の腕章の着用について

請負者は、現場における責任の自覚と意識の高揚、ならびに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を図るため現場代理人及び主任技術者（監理技術者）には、腕章の着用を義務付けるものとする。なお、腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は、腕の見易い所を原則とする。なお、腕章のほかにも名札を着用することが望ましい。

５．工事実績情報サービス（CORINS）について

請負者は、契約金額が５００万円以上の場合は、CORINS（(一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事実績情報サービス）への登録をしなければならない。登録の種類及び時期は、以下のとおりとする。

〇請負金額５００万円以上の工事

受注登録・・・・・契約後１０日以内

変更登録・・・・・変更があった日から１０日以内

竣工登録・・・・・工事完成後１０日以内

６．誓約書（業者間契約）について

下請施工を行う場合、請負者は、業者間契約（元請と下請間、下請と下請間）における損害賠償請求などのトラブル回避のため、「誓約書（業者間契約）」を徴収しなければならない。

なお、この「誓約書（業者間契約）」は、市への提出は必要ない。

７．施工体制台帳の提出について

下請施工を行う場合は、請負者は施工体制台帳を提出しなければならない。

報告された下請負人が暴力団関係業者と確認された場合、契約約款に基づき、市は請負者に対して下請契約解除要求を行う。請負者が正当な理由なく下請契約解除要求に応じない場合、請負契約解除となる。

８．専任を要する主任技術者の兼務

請負代金の額が３，５００万円以上の工事のうち、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事、又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、工事現場の相互の間隔が10ｋｍ程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者は２箇所まで建設工事を管理することができる。

９．現場代理人の兼務

次の場合において、現場代理人の兼務をすることができる。

○ 小郡市発注工事において、請負金額が６００万円未満の２件の工事

○ 工事現場の相互の間隔が 10ｋｍ程度の近接した場所であり、兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと認められる工事で、かつ、監督員と常に携帯電話等で連絡を取れる場合の２件の工事

１０．工事の施工に際し境界標等を一時移設する場合は、管理者と立ち会いし、確実に復元すること。

１１．取付管管理表については、下記 （１）～（５）をセットにして提出すること。

（１）施工箇所位置図

（２）取付管位置に関する同意書

（３）取付管出来形管理表

（４）取付管位置図（下流人孔からの距離を表示したもの）

（５）各戸毎の取付管位置管理写真

１２．安全費

市道部について、施工時に交通誘導員Ｂを２名配置する費用を計上している。なお、交通誘導員Ｂとは原則として交通誘導警備検定合格者（１級又は２級）とするが、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督員が警備員名簿、及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識、及び技能を有する警備員と認めたものについてはこの限りではない。

資　　格	資　格　要　件
１・２級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科、及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者
交通誘導に関し専門的な知識、及び技術を有する警備員等	・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育、及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上である者

１３．役務費

仮駐車場として１００㎡を５ヶ月間借地する費用を計上している。

１４．舗装版切断時に発生する濁水について

（１）　請負者は、舗装版切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。

（２）　請負者は、他の産業廃棄物と同様に当該濁水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督員に提出しなければならない。

（３）　当該濁水の処理に関し、濁水量に変更が生じた場合、請負者は濁水量を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。

（４）　請負者は、当該濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該濁水と同様に吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した防塵については適正な運搬・処理を実施することとし、マニフェストの写しを監督員に提出しなければならない。

損失補償の事務処理等に関する特記仕様書

１． 適用範囲

この仕様書は、下水道工事（以下「工事」という。）による杭打ち、土留、排水、土工事等の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因して生じた第三者の家屋、工作物、その他（以下「家屋等」という。）に対する損失の補償に適用する。

２．地元説明

工事着手前において請負者は、「事前調査」「被害が発生した場合の申し出方法」等を、住民に対し十分説明すること。

３．事前調査

請負者は、工事の施工にあたり、別途定める「事前調査要綱」に従って、あらかじめ沿道（その周辺も含む）の家屋等の状況を調査すること。なお、事前調査業者は小郡市入札参加資格（補償コンサルタント　事業損失部門）のある業者とする。

４．被害発生の調査

（１）　請負者は、被害が発生した場合は、ただちに監督員に連絡し、現地調査を行い、その状況を確認すること。

（２）　被害の状況に応じ適宜、監督員と協議を行い、応急措置、写真撮影等の必要な処置をとること。

５．補償費用の負担

（１）　補償に要する費用（以下「補償費」という。）の総額のうち請負金額（請負金額が変更されたときは、変更後の請負金額）から消費税及び地方消費税額を除いた金額の 1.0 パーセントに相当する金額（以下「負担額」という。）については、工事請負契約約款第 29 号第 2 項の規定に係らず、請負者が負担すること。

（２）　前１項の規定は、原則、工事完了の日から一年を経過する日までに被害確認ができた場合とする。

（３）　請負者は、第１項の負担額に相当する分の補償費については、市と協議のうえ、被害者に支払うものとする。

（４）前第３項の場合において、市で特別の事由等があると認められるものについては、別途協議するものとする。

６．補償事務の協力

補償交渉にあたっては、誠意をもって被害者に接し、その処置、解決には請負者、市、双方協力してあたるものとする。